

笠松運動公園の指定管理者候補者の選定結果について

教育庁学校教育部保健体育課
(TEL301-5344)

笠松運動公園の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。
今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、笠松運動公園の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和8年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	公益財団法人 茨城県スポーツ協会																				
2 指定期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会 委員数	外部委員：つくば大学教授（委員長） 清水 紀宏 公認会計士（副委員長） 平島 泰裕 酒門いきいきスポーツクラブクラブマネージャー 友部 静江 県側委員：総務部管財課公有財産維持活用推進室長 畠山 孝紀 学校教育部長 庄司 一裕																				
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査																				
(3) 選定基準	<table><tr><th>選定基準</th><th>審査項目</th><th>配点</th></tr><tr><td>1 県民の平等利用の確保</td><td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。等</td><td>適・否</td></tr><tr><td>2 施設の効用の最大限の発揮</td><td>・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け、適切な計画か。等</td><td>50点</td></tr><tr><td>3 経費の節減</td><td>・効率的な管理運営が行えるか。</td><td>10点</td></tr><tr><td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td><td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。等</td><td>40点</td></tr><tr><td></td><td></td><td>100点</td></tr></table>			選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。等	適・否	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け、適切な計画か。等	50点	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	10点	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。等	40点			100点
選定基準	審査項目	配点																			
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。等	適・否																			
2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け、適切な計画か。等	50点																			
3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	10点																			
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。等	40点																			
		100点																			
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、公益財団法人茨城県スポーツ協会を指定管理者候補者として選定しました。 ・施設の設置目的を十分理解した管理運営方針を設け、スポーツ振興業務や施設の利用促進策にも配慮している。 ・当該施設の管理実績もあり、施設管理に関する知識や技術を十分有している。 ・また、経費削減への姿勢が伺われ、経費の積算にも妥当性が認められる。																				